

## 次期中期目標の策定について

### 1 基本的方針

保健医療計画において県立病院に求められる機能や第3期中期目標の達成状況を踏まえ、県の医療の中核を担う県立病院機構が第4期中期目標期間中に果たすべき目標を、医療機能及び病院経営の面から記載する。

### 2 目標の期間（案）

第1期から第3期と同じ5年間とする。（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

### 3 策定に係る基本的考え方（案）

- 総論的な表現とし、将来、新たな役割や拡大の可能性のある事項も読み込める表現とする（具体的な取組み等は、中期計画で記載）
- 総合計画で定めた指標を記載するなど、具体的な目標を設定する（より具体的な指標は中期計画・年度計画で定めるよう指示）
- 第3期の基本的役割を継続しつつ、第3期からの事情変化や課題、公立病院経営強化ガイドライン等を踏まえ、今後取り組むべき重点事項等を追加、修正する

### 4 第4期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）

別紙「地方独立行政法人静岡県立病院機構第4期中期目標の策定に係る考え方及び骨子」のとおり

※スケジュールは裏面のとおり

（参考）

#### ○地方独立行政法人法

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 3 スケジュール（予定）

年 月		評 価 委 員 会	
令和 4 年度	8月	【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度業務実績評価</li> <li>・令和3年度財務諸表意見</li> <li>・次期（第4期）中期目標作成スケジュール（報告）</li> </ul>
	9月	※県議会報告（9月定例会）【令和3年度評価結果】	
	2月	【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度業務実績暫定評価</li> <li>・次期（第4期）中期目標骨子案</li> </ul>
令和 5 年度	8月	【第1回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度業務実績評価</li> <li>・令和4年度財務諸表意見</li> <li>・現中期目標期間みなし評価</li> <li>・次期（第4期）中期目標原案</li> </ul>
		※パブリックコメント実施【次期中期目標】	
	9月	※県議会報告（9月定例会）【「令和4年度評価結果」及び「現中期目標期間みなし評価」】	
	10月	【第2回】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期（第4期）中期目標最終案</li> <li>・次期（第4期）中期計画原案</li> </ul>
	12月	※県議会審議（12月定例会）【次期中期目標】 ⇒議決後、次期中期目標の指示（→機構）、公表	
	1月頃	※次期中期計画の策定（機構）⇒提出（機構→県）	
	2月 ～3月	※県議会審議（2月定例会）【次期中期計画】 ⇒議決後、次期中期計画の認可（→機構）	
【第3回】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度業務実績暫定評価</li> <li>・次期中期目標及び中期計画（報告）</li> </ul>	

※必要に応じて、追加の会議開催又は書面での審議を行う。

# 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

## 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多いのが実態**。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性**が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営を強化していくことが重要**。

## 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の**実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組**を記載

## 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

## 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

## 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。

## 公立病院経営強化プランの内容

### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。

特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ **医師の働き方改革**への対応

### (3) 経営形態の見直し

### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標